

平成27年度
税制改正要望事項

一般社団法人 愛媛県法人会連合会

社会保障と税の一体改革について

国民皆保険・皆年金の達成から半世紀が過ぎ、今日の日本の社会及び社会保障制度は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの問題に直面しており、これらの問題に対応するため、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められている。

さらに、次代の日本を担うべき若年層の雇用環境は極めて厳しい現状である。若い世代がいかに夢をもって生きていけるかは、日本の社会の将来の明るさを写す鏡であり、早急な就労支援策、非正規雇用対策が必要である。資源なき国家日本における最大の資源は「人材」である。

社会保障などの政策対応を通じて国民一人ひとりの個性と能力が最大限に発揮できるような社会を造り上げていくために、増大の一途をたどる社会保障費の財源を確保するため消費税率の引き上げは避けては通れないといえる。同税率は2014年4月より8%へ引き上げられており、今後、2015年10月より10%へと段階的に引き上げることについて、原案どおり進める方向を容認する。

なお、消費税率引き上げの際の低所得者対策として、食料品など生活必需品へ軽減税率を導入することが与党税制協議会等でも検討されているところではあるが、企業に過度の事務負担を強いる同制度の導入については、慎重に検討すべきである。また、低所得者対策としては簡素な給付措置で対応すべきである。

負担なくして受益はない。給付は高齢者世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性が確保された制度へと改革していく必要がある。受益も負担も特定の世代に過度に偏ることなく、幅広い国民が納得して支えていくことのできる制度とする必要がある。子どもからお年寄りまで国民生活の安心を確保する「全世代対応型」の社会保障制度を築き上げるとともに、その財源についても、幅広い国民が負担を分かち合う仕組みを作らなければならない。こうした、受益と負担の分かち合いにより、「支え合う社会」を回復していくことが求められている。

また、一体改革後の更なる増税の必要性については、政府の財政健全化目標を達成することが重要であり、徹底した行財政改革による抜本的な歳出削減を行ったうえで、景気動向等を見極めながら増税を検討すべきである。

国と地方の税源配分については、住民に身近な施策を直接的に実施していることもあり、より一層地方に手厚くし、自由度を高めるべきである。

そのなかで、現状としては地域間の経済格差も大きい状況にあることから、「地方自治の原則」をベースに役割分担の明確化、あるいは権限移譲を進めていくなかで、大幅な税源移譲を行い主要税体系そのものの多くが移譲してしまうことは地方自治体間の人的格差も大きく、現実的ではないといえる。

さらに、人手不足が現状のものとなるなか、経済を持続的に発展させるためには「女性活躍

の推進」が急務であるといえる。さらには将来に渡って生産労働人口の維持するための出生率の改善策、労働力の減少に備えた高齢者の雇用継続や若年者の雇用の確保などは、日本経済の維持発展の基盤となるものであり、より積極的な施策を検討すべきである。

法人税について

グローバル競争が一段と激化するなか、現行の法人税率は欧州・アジア主要国に比してまだ高い。世界標準に沿った成長志向の法人税改革を行うべき時がきているのではないだろうか。実効税率の更なる引き下げが必要である。

(個別の内容については、中小企業の活性化のために要望書を別添詳細に提出する)

所得税について

我が国の所得税率は1980年代以降、段階的に引き下げられてきたが、その課税最低限は諸外国と比較しても高い現状にある。課税最低限の引き下げを行い、幅広く薄く国民が負担すべきである。また、少子化対策の一環として子育て世代については税制面の優遇措置も検討すべきである。税制自体が「富の再分配」の一面を持つことから高額所得者への課税強化はやむを得ないともいえるが、国際競争上のデメリットもありさらなる負担増については慎重な判断が必要である。最高税率は現状にとどめるべきである。

相続税について

事業用資産と一般資産を切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。事業継承者以外の法定遺留分の影響により、止むを得ず事業用資産を手放すことによりその事業承継自体が実現しないという問題があり、さらに相続税の課税強化も重なり、今後の円滑な事業承継のためには制度整備が急務であるといえるのではないか。

事業承継税制についていえば見直しが行われるなど整備されつつあるが、未だ内容がわかりにくく、かつ適用申請の要件が厳しい。実際に利用が困難であることから適用要件の更なる緩和・見直しが必要である。

特に見直すべき事項については、「原則として死亡時まで株式を保有しないと猶予税額が免除されないこと」「5年平均で8割以上の雇用を確保すること」が挙げられる。

地方税の見直しについて

国とともに地方においても今後税制の見直しが課題になるが、見直しが必要な優先度の高い税目は、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）と固定資産税と考える。

また、地域間の経済格差や地方行政の能力格差を考慮し、まずは所得税と地方住民税の申告一元化を実施すべきである。

さらに、行政の効率化を図るため道州制の導入などを中長期的な目線で精査する必要がある。

その他

納税者番号制度の利用については、制度の導入・維持にかかるコストを明確化するとともに、個人情報の取り扱いに充分留意する必要がある。その前提のうえで、納税者の利便性向上のため各種行政手続き等にも利用できるよう範囲を拡大すべきである。

平成 27 年度税制改正に係る個別要望について

現在の我が国において、医療費の高騰・年金給付水準の抑制および支給開始年齢の引き上げ・介護従事者不足により十分な介護を受けることができない等、国民は社会保障制度に不安を感じるとともに将来についても希望が持てない状況にある。このような状況下において安定的な財源を確保し、国民に安心を与える社会保障制度を確立するためには、まずもって公務員制度改革や国・地方における議員の定数削減等、行財政改革のスピードを早めることが最優先である。財政の無駄の削減について目に見える形で国民にその成果を示し、国民一人ひとりが納得して負担できる税制改正を目指さなければならない。

また、制度が煩雑になることでその利用が阻害されるため、平成 27 年度税制改正には、税負担の公平性と制度の簡素化を要望する。

なお、個別税目の要望事項は次のとおりある。

平成27年度税制改正要望事項

国 税

法人税

◇法人税率等

国際競争力の強化や国内産業の空洞化による雇用問題などから法人税率の引き下げをすること。資本金又は出資金が1億円以下の中小法人の所得のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が15%に引き下げられたが、これを時限措置ではなく本則化するよう求めるとともに、昭和56年から据え置かれている中小法人に対する軽減税率適用の所得金額については1,600万円程度に引き上げること。

◇中小企業に対する不良債権の処理について

中小企業の財務体質の早期改善策として、不良債権がある場合には無税償却の要件を緩和すること。また、中小零細企業にとっては運転資金に余裕がないので、取引先が民事再生法の適用を受ければ、不良債権を倒産時と同様に迅速な損失処理ができるように改正すること。但しその後売掛金の回収があれば、その期の収入としての計上で可とする。

◇中小企業活性化のための税制のあり方について

建物等を取得しても、減価償却期間の耐用年数より借入の返済期間が短ければ、定額法の場合償却額が少なくキャッシュフローが悪化するので、償却年数を借入返済年数に合わせるような措置が必要である。

◇交際費課税の見直し

消費支出の回復による経済の活性化の観点から交際費課税のより大きな緩和を行うべきである。平成15年度、平成25年度の税制改正により一部・一定期間増額されたが、まだ不十分である。景気の刺激策ともなるので交際費は全額損金にすること。なおできない場合は、資本金1億円以上の企業についても一律800万円の定額控除を認めること。

◇「交際費等」の非損金科目の見直し

平成18年度の改正で会議費と飲食費の区分が明確にされたが、交際費等には寄付金、福利厚生費、販売促進費、給与等の他費目の税法上の非損金部分が含まれているが、これらは、事業上の経費であることから見直しをすること。

◇中小法人等の欠損金の繰戻し還付制度の継続

資本金又は出資金が1億円以下の中小法人等の平成21年2月1日以後に終了す

る各事業年度において生じた欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができるようになり、同制度の適用が平成28年3月31日まで延長されたが、その後も継続できるような制度化すること。

◇少額固定資産の減価償却について

少額固定資産の損金算入限度額は30万円と損金算入限度額の上限300万円となったが、中小企業の活性化に資するためにも制度の適用期間の延長と上限300万の撤廃を要望する。

◇減価償却制度の簡素化について

設備投資を促進し経済の活力を維持向上するため、さらには事務処理の簡素化のため、減価償却の取得価額基準を30万円未満までに引き上げ、一括償却資産の損金算入制度は廃止すべきである。

◇寄付金

損金算入限度枠を廃止し全額損金算入を認めること。

但し、全額損金算入が難しい場合は、公共性、教育性、スポーツ性、文化性の強いものに対する非課税等を拡大すること。

◇配当所得への二重課税の排除

配当の原資となる法人の利益に対しては法人税が、その配当原資を株主に配当する際には所得税が課されており、二重課税となっているので、見直しを求める。

◇役員報酬および賞与の取扱い

近年、雇用形態や給与体系が大きく変化し、特に賃金は年功序列型から能率給型へ急速に移行している。さらに利益に連動して役員報酬を支給する企業が増えている。こうした事情を考慮し、役員報酬及び賞与に関する課税を現実に即した措置に改める。

◇退職給与引当金制度について

「中小企業の会計に関する基本要領」においては、退職給与引当金の計上が認められている。労働協約、就業規則等による退職金規程に基づいた法的債務の性格を有するため、その繰入について損金算入を認めるべきである。その際には、役員・社員の区別なく繰入対象とし、損金算入を認めるべきである。

所 得 税

◇所得税の累進税率と諸控除の見直し

所得税、住民税の累進構造を改め、適用税率を引き下げること。社会的実情を考慮

に入れた諸控除のあり方及び控除額の見直しをするとともに、課税最低限については税負担の公平・公正の観点から引き下げること。

◇納税者番号制度の導入

マイナンバー制度が平成27年1月から運用開始されることとなったが、今後の番号制度の利用については、社会保障、税、防災分野のほか、各種行政手続きにも広く利用すべきである。しかしながら、十分に国民で議論するとともに、運用コストや個人情報保護法の含む整備をするなど、慎重な取り扱いが必要である。

◇金融関係税制

平成20年度の税制改正において、エンジェル税制の拡充が行われたが、依然中小企業（ベンチャー企業）にとって金融環境は厳しく、資金需要に苦慮している。より一層の投資を促進するため、寄付金控除の限度額や対象事業者の見直しなどを行うこと。

◇資産譲渡における分離課税について

平成16年度より土地建物の譲渡損失を他の所得と通算しないことになっているが、他の所得と損益通算ができるように旧法に戻すこと。

◇控除対象配偶者の所得制限の見直し

現行の配偶者の扶養控除適用要件は103万円であり、社会保険の扶養要件が130万円である。この2つの扶養要件が配偶者の労働環境に大きな影響を与えている。配偶者控除の収入制限を150万円程度に引き上げること。その際、社会保険の扶養要件についてもバランスを取り引き上げる必要がある。また、女性の労働意欲を上昇させるためには子育て支援の更なる充実が不可欠であり、この問題は税制だけでなく社会保障を含めた複合的な議論が必要である。

◇電子申告制度について

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の促進については、電子行政の推進や利用者側の利便性向上等の観点から、地方税電子申告制度や各省庁・地方自治体が実施している電子申請等、更には、税金の決済機能を有する金融機関等を含めた、総合的な開発と連携が必要である。

◇電子申告特別控除の適用について

現在廃止されているが、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及定着を目的としこれを再適用することとし、導入初年度に限られていた特別控除を一定期間継続することとする。また、同制度の法人税への適用、さらには税理士の代理送信の場合にも控除を認めること。

なお、普及にあたっては制度の完成度を高めるとともに、セキュリティの強化を図るべきである。

相続税・贈与税

◇相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度では、贈与財産の贈与時の価額で贈与税を納めることとなっているが、近年、地方では地価の下落が大きく、現状ではリスクが大きいので、相続物件の評価については相続時もしくは当制度選択時のいずれか評価額の低いほうを選択できるようにすること。

◇相続税の基礎控除の引き上げ

平成27年1月1日より相続税の基礎控除が5,000万円から3,000万円に引き下げられることとなったが、事業承継の財産(事業用土地等の資産)については、事業承継をよりし易くすることを考慮に入れたうえで、相続税の基礎控除を再度引き上げること。

◇相続税の見直し

事業承継がスムーズにできる税制にするため、中小企業オーナー経営者が相続人に「株式及び会社資産」を贈与する場合、一定期間売却しない場合は相続税を免除する。(簿価譲渡可とする)

◇事業承継税制について

- ・相続税の納税猶予は評価できるが、相続の問題であり事業承継税制の全体像が分かりにくいので明確にすること。納税猶予制度は事業承継での第1段階としては評価できるが、事業承継の手法としては利用しがたい。
- ・非上場会社の相続税軽減措置について、相続税の納税猶予は期間制限を設けるべきである。
- ・非上場株式は、市場制がないので、株式の評価を現実に見合う評価に改める。
- ・事業の評価が類似事業の評価に頼り、個々の評価が正しい評価につながっていないので、評価機関を作り評価を現実に合わせてることが重要である。
- ・平成25年税制改正により、後継者の親族承継要件が廃止されたことは評価できるが、事業承継税制は、相続にかかわる税だけでなく、事業存続のため、第三者へスムーズに継承できるような税制を加えるべきである。
- ・取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設については評価できるが、要件が厳しく、現実的に適用困難であるので、要件を緩和し分かりやすい制度に改正すること。

◇贈与税について

贈与税の基礎控除額の引き上げ(110万円から1千万円)

◇取引相場のない株式評価の斟酌率の引き下げ

中会社・大会社についても50%に引き下げること。(小会社従業員5人以下)

地 価 税

◇平成10年度から課税が停止されているが、現行税制を廃止すること。

消 費 税

◇地方消費税率の占める割合を引き上げ、地方に還元すべきである。

◇総会延期等の特殊な場合、法人税は延納可能であるが消費税は延納できないことになっている。消費税の申告期限を法人税の申告期限に合わせること。

◇消費税を含めた二重課税（Tax On Tax）をやめること。

◇消費税の見直し

消費税は社会福祉を目的とすべきであり、仮に税率引き上げが不可避となっても国民の合意形成に努め、その税率は10%を超えるべきではない。行財政改革が徹底されるまでは、安易引き上げには賛成できない。

また、税率10%までの場合は、複数税率によるインボイス制は事務量が増大し処理が煩雑になるため避けるべきである。

なお、消費税率を10%に引き上げた際の低所得者対策として、食料品など生活必需品へ軽減税率を導入することが検討されているが、対象品目の線引きが難しく、避けるべきである。

◇免税措置および簡易課税制度ならびに基準期間について

課税売上高1千万円以下の事業者への免税措置及び課税売上高5千万円以下に限る簡易課税制度の適用要件を廃止する。廃止までの間は簡易課税・本則課税の判断は申告時に選択できるようにすること。

なお、免税措置の廃止が難しい場合には基準期間制度を廃止することとする。現行の基準期間と課税期間の関連性がなく、基準年の売上激増・激減に対応した資金感覚が乖離し滞納の恐れがある。納税者の税負担の公平性や簡素化の観点から、現行の基準期間制度の廃止を要望する。この場合においては当該課税期間における課税売上高が1千万円を超えれば課税事業者となるようにし1千万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できるように改正する。

◇事務手続きについて

本則課税において、請求書・領収書・帳簿の整備が義務付けられるなど小規模事業者にとって煩雑であるので簡素にすること。

◇円滑な価格転嫁への対策について

消費税率の引き上げにあたって、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じること。

◇免税事業者の免税判定も、課税売上高を1.05もしくは1.08で除した金額をもってすること。

印 紙 税

印紙税の免税点が5万円未満に引き上げられたことは評価するが、電子商取引の拡大など、商取引の形態が多様化しており、課税の公平性に限界があるので現行税制を廃止すること。

地 方 税

◇電子申告・電子納税制度の普及を図るため、地方税においても電子申告・電子納税の整備を早急に図ること。

※国税の電子申告・電子納税制度は徐々に利便性が向上されているが、納税者の利便性の観点から地方税、特に市町村民税は問題があるといえる。県はeLTAXにより既に普及しているといえるが、国・県・市で一元化出来るシステムの構築を早急に要望する。

法 人 事 業 税

◇外形標準課税が導入されたが、今後とも行財政改革を断行し、可能な限り納税コストを抑え、安易に中小企業の納税負担を増やさないよう配慮すること。資本金1億円以下の中小法人に対しては、今後とも外形標準課税を導入すべきでない。同制度の課税強化が取り沙汰されているが、これは法人税率の減少を補完するものではない。地方税を増税することで実効税率そのものが維持され、法人税率引き下げの本来の目的を失わせることとなる。

◇法人事業税においても法人税と同様の繰戻還付制度を創設すること。

◇事業税の計上時年度の損金算入を認めること。

法 人 住 民 税

◇法人住民税においても法人税と同様の繰戻還付制度を創設すること。

◇法人税割を軽減し、均等割の区分の見直しをすること。

◇所得税から住民税に税源移譲されたが、住民税の前年度所得課税を改め、所得税と同様に当年度所得課税に改めること。

個人住民税

◇住民税の課税標準額を所得税と同一にし、住民税申告と所得税申告を一本化すること。

固定資産税

◇固定資産税の課税の仕方（資産評価）が分かりにくいので簡明にすること。

◇従来の負担調整方式をやめ、現行の課税方式を収益還元方式に改めること。

◇地価の変動が激しい場合は、3年ごとに評価を見直す方式を改め、適正な時価による評価に努めること。

◇制限税率が取り外されたが安易に税率を上げないこと。

◇資産の評価（雑集地等）を分かりやすくすべきである。

◇固定資産税の対象となる償却資産についても、法人税・所得税と同様に、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を認めるべきである。

◇法定外目的税の導入について

- ・2000年4月に施行された地方分権一括法により「法定外目的税」の創設が可能となり、森林環境税・産業廃棄物税等の新税が導入されたが、導入にあたっては広く地域住民や投票権のない法人企業にも意見を求めること。また、安易に法人企業に限定しての課税をしないこと。
- ・税の使い道については広く住民に対し徹底した情報開示をすること。

事業所税

事業所税は、人口30万人以上の市等に課税されるため、市町村合併の進行により

課税主体が拡大するケースが見受けられる。固定資産税と二重課税の問題があるので廃止すること。

そ の 他

◇租税特別措置について

政策誘導的な租税特別措置・非課税等特別措置については、その目的や効果を十分に吟味し整理合理化を進めるべきである。